

「募集」「催し」「お知らせ」など暮らしに役立つ情報をお届けします。

## 令和6年佐野市二十歳のつどい

令和6年1月7日(日)に開催される二十歳のつどい(旧称:成人式)の対象の方に、ご案内のハガキを12月上旬ごろお送りします。

▶対象:10月1日時点で市に住民登録がある平成15年4月2日~平成16年4月1日生まれの方

※10月1日時点で市に住民登録が無い方で出席を希望される場合は、申込フォームより生涯学習課へお申し込みください。

問生涯学習課

☎20-3109



## 都市計画法第34条第11号で指定する区域の選定

市街化調整区域において、住宅などの建築を伴う開発を許容する区域を選定しました。この選定した区域は市ホームページで閲覧できます。

なお、この選定区域による申請は令和6年4月1日から適用されます。それまでの間の開発許可申請については、現行どおりとなります。詳しくは都市計画課へお問い合わせください。

問都市計画課 ☎20-3100



## 10月は「ごみの不法投棄防止重点監視月間」

ごみの不法投棄は、法律により5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはこの両方が科せられます。また、投棄者が分からないときはその土地の所有(管理)者が片付けることとなります。ごみを捨てられないような対策をお願いします。

問環境政策課 ☎23-8153

## 特設困りごと・人権相談所を開設

人権についての困り事や心配事について、人権擁護委員が相談を受けます。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。(相談無料、予約不要)

▶日時:11/1(水)13:30~16:00

※受け付けは15:00まで

▶会場:葛生あくと保健センター相談室

問人権・男女共同参画課 ☎61-1140



## 田島地区地区計画原案の縦覧

民間事業者が、バイオマス発電施設やその燃料となる木質チップ製造施設を整備するため、都市計画提案制度に基づく提案があった地区において、周辺の土地利用状況や将来の産業拠点としての土地利用を見据えつつ、周辺環境との調和を図りながら、維持・保全していくため地区計画を定めます。

この地区計画を策定するに当たり、佐野市地区計画等の案の作成手続に関する条例に基づき、次のとおり縦覧を行います。この原案について意見のある方は、市長に意見書を提出することができます。

▶縦覧期間:10/10(火)~23(月)

※土・日曜日を除く

▶意見書提出方法:

10/10(火)~30(月)に所定の用紙に必要事項を記入の上、郵送または直接都市計画課 ※土・日曜日を除く

問 ☎327-8501 (住所不要)

都市計画課 ☎20-3100

## ご存じですか? 「付加年金」

付加年金とは、国民年金の第1号被保険者・任意加入被保険者が定額保険料に加え、付加保険料(月額400円)を納付すると、老齢基礎年金に付加年金が上乗せされて受け取ることができる制度です。

※国民年金基金に加入中や保険料の免除を受けている方は利用できません。

▶申請場所:医療保険課年金係(1階)、田沼・葛生行政センター、各支所

▶申請に必要なもの:

・マイナンバーカードまたは基礎年金番号通知書など

・本人確認書類(運転免許証など)

10年間付加保険料を納付した場合

▶納付額:400円×10年(120月)=48,000円

▶付加年金額:200円×10年(120月)=24,000円

・老齢基礎年金に付加年金額が上乗せされますので、2年受給すると納めた総額と同額になります。

・上記の付加年金額は、65歳から受給した場合、定額で物価スライド(増減)はありません。

問医療保険課年金係 ☎20-3019

栃木年金事務所

☎0282-22-6074

## 人権に関する困り事などご相談ください

10月1日付で法務大臣から次の方が人権擁護委員に委嘱されました。

※敬称略

藤波 一博(村上町)

高澤 茂夫(田沼町)

福田 紳一(大橋町)

問人権・男女共同参画課 ☎61-1140

**金・プラチナ  
ロレックスなど!!**

**高価買取!!**

**大黒屋**

チケット 無料査定 お売り下さい!

**質佐野  
浅沼店**

栃木県佐野市  
浅沼町761-1

営業時間 10:00~19:40 定休日 年中無休

**☎0283-20-8080**

## 土地利用状況の現地調査

土地の固定資産税は、現況および利用目的により課税を行うため、現地調査を実施しています。利用状況が変わっている場合は、立ち会いなどをお願いすることがあります。なお、調査を行う職員は「固定資産評価補助員証」を携帯しています。

※土地や家屋の用途を変更した場合は資産税課までご連絡ください。

☎資産税課 ☎20-3009

## 10月1日は「浄化槽の日」

浄化槽が性能を発揮するために、浄化槽管理者（通常は世帯主の方）には3つの義務が法律で定められています。

- ①清掃 汚泥の引き抜きを行います。市の許可を受けた清掃業者に委託し、年1回以上実施してください。
- ②保守点検 浄化槽の点検・調整、消毒薬の補充などを行います。県の登録を受けた保守点検業者に委託し、一般的な家庭用の場合、年3～4回実施してください。
- ③法定検査 浄化槽の使用開始後4～8カ月目に行う「7条検査」と、その後毎年行う「11条検査」があります。7条検査は「浄化槽工事業者」に、11条検査は「浄化槽保守点検業者」に依頼してください。

☎環境政策課 ☎20-3013

広報さの8月号で募集した「佐野弁はんざい」書籍プレゼントは、177通のご応募の中から、当選者5人へ9月6日に書籍をお送りしました。たくさんのご応募ありがとうございました。

## 里親になりませんか

毎年10月は里親月間です。

さまざまな事情により、家庭を離れて生活しなければならない子どもたちがいます。里親制度は、そのような子どもたちを温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境で養育する子どものための制度です。栃木県では、里親への委託を推進するため、栃木フォスターリングセンター（☎028-612-6970）を設置しています。

☎家庭児童相談課 ☎20-3002

## 地元企業とのマッチング会「ミニ面接会」

佐野市および近郊に就業場所のある企業が、女性とシニアを対象としたミニ面接会を開催します。地元で働ける・働き方を選べる企業が5社～10社参加します。

すぐに面接できます。説明を聞くだけでも構いません。（栃木県委託事業）

▶日時：11/9（木）13:30～15:30

※13:00から受け付け

▶会場：市民活動スペース（1階）

▶対象：①結婚・出産・育児などで仕事から離れたが、再度働きたい方②定年で退職したが、まだまだ働きたい方③現在働いていないが、新たに働きたい方など

▶定員：30人 ▶費用：無料

☎電話（☎028-612-8643）、ファクス（FAX 028-612-8645）、メール（shuroshien@we-tochigi.sakura.ne.jp）または専用フォームにて（株）ワークエントリー栃木事業部

※住所、氏名、年齢、電話番号、メールアドレスをお知らせください。



## 10月は「土地月間」

適正な土地取引・土地利用で、暮らしやすい県土づくりを推進しましょう。大規模な土地取引には届け出が必要です。一定面積以上の土地について、売買などの取引を行った場合に、国土利用計画法に基づきその利用目的などの届け出が必要です。

### 届け出の必要な面積

▶市街化区域：2千㎡以上

▶市街化調整区域：5千㎡以上

▶都市計画区域外：1万㎡以上

※個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合（一団の土地）には、個々の契約ごとに届け出が必要です。

### 届け出の必要な取引

売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、権利金などの一時金を伴う地上権、賃借権の設定、譲渡など

▶届け出者：権利取得者（土地売買の場合は買主）

▶届け出期限：契約日から2週間以内（契約日を含む）

▶届け出書類：土地売買等届出書1部

▶添付書類：

- ・縮尺5万分の1以上の地形図（道路地図など）
- ・縮尺5千分の1以上の地形図（住宅地図など）
- ・公図の写し
- ・土地売買などの契約書の写しまたはこれに代わるその他の書類
- ・委任状（届け出を第三者に委任している場合）

☎都市計画課 ☎20-3100

**秋の衣替えクリーニング!**

ダウン製品 半額

毛布2点 1,265円

ドライ品3点 (礼服・制服OK) 1,320円

※特選品は除きます

☆広幅さのをご持参の方で、クリーニング品1,000円（税込）以上をお出しいただいた方に、BOXティッシュ1箱プレゼント!

☎宅配サービス承り中!

※ご希望日に配達・回収 ※お見積無料

**貸布団**

来客用 会社用

**マルコーサービス**

定休日：日曜・祝祭日 佐野市相生町188-9 TEL: 0283-24-2207

**解体工事承ります**

弊社は公共工事でも施工しておりますので安心してお任せ下さい。

空家解体工事・遺品整理  
お気軽にお電話ください

〒373-0815 群馬県太田市東別所町112-10トヨビル3F  
富士産業株式会社  
TEL:0276-30-6054 FAX:0276-30-6056  
mail: customer@fujisangyo.info

坪単価: 25,000円～  
☎0276-30-6054